

2021 年 4 月 30 日

社会保障審議会障害者部会
委員各位

一般社団法人 日本 ALS 協会
会長 嶋守恵之

障害者総合支援法の施行後 3 年を目途とした見直しについて（意見）

1. 難病患者も障害者であることを明確に示すべき

障害者総合支援法では「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの」として難病患者も障害者であると定義づけられていますが、そのあとに“(以下「難病患者」)”等を追記してわかりやすく言い換えたほうが良いのではないのでしょうか。

併せて障害者基本法・障害者差別解消の障害者の定義についても難病患者も障害者であることを明記すべきと考えます。

【障害者基本法】

第三十一条 3 項「国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。」と記載があります。したがって、第二条の障害者の定義にも「難病患者」を追加・明記して整合を取るべきと考えます。

【障害者差別解消法】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 Q&A 集（平成 25 年 6 月内閣府障害者施策担当作成）問 9-3 で「難病に起因する・・・日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている状態にある方は、本法の対象となる」という記述があります。したがって、第二条の障害者の定義にも「難病患者」について明記して整合をとるべきと考えます。

なお、紛争解決の手段について「司法救済の相談と裁判規範性のある規定を入れてください」という意見が寄せられています。障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の規定を具体化する為にも盛り込むべきと考えます

2. 就労における重度訪問介護の利用について

ICT 等による障害者支援機器の進歩により重度障害者の就労可能な分野が広がっています。重度障害者にとって就労による社会参加は地域で尊厳をもって生きていく上で大きな意味をもちます。

令和 3 年 4 月から地域生活支援促進事業として「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が実施されていますが、一方で就労中の重度訪問介護サービスの利用は「費用の額の算定に関する基準（* 1）」において「経済活動に係わる支援については認められない」とされています。この辺の

考え方の整合を取らないと現場が混乱するのではないかと危惧をしています。

本来は「費用の額の算定に関する基準（*1）」も見直して「就労における重度訪問介護の利用」も推進するように動くべきと考えます。

*1：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

別表 第2 重度訪問介護 1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。）時における移動中の介護を行った場合

3. グループホームにおける個人単位での居宅介護等の利用について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）における「指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例」の経過措置の期間が何回か延長され、現在は令和6年3月31日まで延長されていると理解しています。これは、恒久化するべきではないでしょうか？

4. 入院時における重度訪問介護の利用について

入院時の重度訪問介護の利用に消極的な病院もあると聞いています。全国の利用実態と課題や利用者の意向や状況等を調査して、入院時の重度訪問介護の利用が円滑に行われるようお願いします。

また、入院時の重度訪問介護でのサービス提供は、意思疎通とそれに対応するための見守りの支援に限るのではなく、体位交換など身体介護や有資格者による経管栄養等も可能にすべきと考えます。

障害支援区分4以上等の制限が設けられていますが、個別の状態や状況に応じて適切なサービスが利用できるようにすべきと考えます。

5. 介護保険優先に関して

介護保険優先という言葉が独り歩きして、介護保険を使い切るまでは障害福祉サービスの支給をしない（結局、介護保険に無い障害福祉のサービスの利用ができない）等の弊害が出ていますので、改めてこの辺の考え方の周知が必要と考えます。又は介護保険優先原則を撤廃し、個別の状態や状況に応じてサービスが利用できるようにすることは出来ないのでしょうか？

6. 令和3年3月23日付告示 厚労省告示89号「厚生労働大臣が定める医療行為」について

上述の告示で、今まで医療的ケアのカテゴリーに入っていた行為が医療行為となっています。児童福祉施設のための適用と聞いていますが、児童福祉施設以外にも適用されると誤解される可能性が高いので、拡大解釈にならないように、しっかりと周知をすべきです。